

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

監査公表

定期監査

市長公室、デジタル市役所推進室、政策局、総務市民局、財政・変革局、
産業経済局、都市戦略局、市議会事務局及び教育委員会
……（監査公表第11号）…… 1

財政援助団体等監査

財政援助団体
（学校法人明治学園（明治学園小学校、中学校、高等学校））
（学校法人九州国際大学（九州国際大学附属中学校、高等学校））
（北九州の企業人による小学校応援団）
（北九州市中学校文化連盟）
公の施設の指定管理者
（公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム）
（日本施設協会・図書館流通センター共同事業体）
（株式会社日本施設協会）
……（監査公表第12号）…… 4

財政援助団体等監査

出資団体
（公益財団法人アジア成長研究所）
（公益財団法人北九州国際交流協会）
（公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム）
（公益財団法人北九州市学校給食協会）
……（監査公表第13号）…… 7

定期監査

産業経済局、都市ブランド創造局、公営競技局及び農業委員会事務局
……（監査公表第14号）…… 18

財政援助団体等監査

財政援助団体
（KPF実行委員会）
（北九州地域産業人材育成フォーラム）
（小倉中央商業連合会）
公の施設の指定管理者
（北九州商工会議所）
（ひびき灘漁業協同組合）
……（監査公表第15号）…… 20

財政援助団体等監査

出資団体

(公立大学法人北九州市立大学)
(公益財団法人北九州観光コンベンション協会)
(公益財団法人北九州産業学術推進機構)
(株式会社北九州輸入促進センター)
(皿倉登山鉄道株式会社)

…… (監査公表第16号) …… 23

定期監査

産業経済局、都市ブランド創造局、都市戦略局、都市整備局、
港湾空港局及び区役所 (工事監査)

…… (監査公表第17号) …… 37

監査の結果に基づく措置状況

都市整備局及び上下水道局 (工事監査)

…… (監査公表第18号) …… 77

監査の結果に基づく措置状況

港湾空港局

…… (監査公表第19号) …… 82

北九州市監査委員

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、市長公室（旧企画調整局所管分に限る。）、デジタル市役所推進室、政策局（旧企画調整局所管分に限る。）、総務市民局（旧市政変革推進室所管分及び旧総務局所管分に限る。）、財政・変革局（旧市政変革推進室所管分に限る。）、産業経済局（旧総務局所管分に限る。）、都市戦略局（旧企画調整局所管分に限る。）、市議会事務局及び教育委員会の令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年5月29日まで

4 監査委員の除斥

村上幸一監査委員及び奥村直樹監査委員は、市議会事務局における政務活動費等の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

5 監査の結果

(1) 市長公室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(2) デジタル市役所推進室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(3) 政策局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(4) 総務市民局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(5) 財政・変革局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(6) 産業経済局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(7) 都市戦略局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(8) 市議会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(9) 教育委員会

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(指導企画課)

令和5年度のSNSを活用した相談・通報業務委託契約において、あらかじめ設定すべき予定価格を設定しておらず、また、特命随意契約とすることを事前に決裁していなかった。さらに、正式な見積書を

徴しておらず、参考見積書のみで契約金額を決定し、契約を締結していた。

地方自治法では、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。また、市会計規則では、法令、条例およびこの規則の定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないとされている。さらに、市契約規則では、随意契約の方法によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定め、選定の相手方から見積書を徴するものとされている。

適正な事務処理をされたい。

(イ) 契約事務について

(中央図書館運営企画課)

指名競争入札により締結したフルカラーデジタル複合機賃貸借契約について、落札後に落札者より仕様書の一部の要件を満たすことができないとの申出を受けたが、その際提案のあった他の方法で「要求する同等の機能を持つ」と判断し、仕様書の内容を変更して契約していた。

落札後の仕様書の内容変更は、入札の条件であった事項を変更することとなり、入札の公平性を損なうものである。

本来であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号に基づき落札者以外の者と随意契約を行うか、入札をやり直すべきであり、落札後の仕様書の内容変更で処理すべきではない。

適正な事務処理をされたい。

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている教育委員会所管団体のうち、次の4団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和5年10月31日現在、単位：千円）

補助金等交付 団体名称	補助金等名称	4年度 交付額	5年度 交付額	所管課
学校法人 明治学園 （明治学園小学校、 中学校、高等学校）	私立学校振興 助成補助金	5,457	0	企画調整課
学校法人 九州国際 大学 （九州国際大学附属 中学校、高等学校）	私立学校振興 助成補助金	6,598	0	企画調整課
北九州の企業人に よる小学校応援団	北九州の企業人 による小学校応 援団負担金	5,500	5,500	学校教育課
北九州市中学校文化 連盟	中学校文化連盟 運営費補助金 ほか	10,660	2,000	生徒指導課

※5年度交付額は、令和5年10月31日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている総務市民局及び教育委員会所管の指定管理者のうち、次の3団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
公益財団法人 アジア女性交流・ 研究フォーラム	男女共同参画 センター	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	総務市民局 女性の輝く 社会推進室
日本施設協会・ 図書館流通センター 共同事業体	小倉南図書館 小倉南図書館 曾根分館	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	教育委員会 中央図書館 運営企画課
株式会社 日本施設協会	若松図書館 若松図書館 島郷分館	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	教育委員会 中央図書館 運営企画課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年5月29日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の4団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）の当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

- (1) 公益財団法人アジア成長研究所
- (2) 公益財団法人北九州国際交流協会
- (3) 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
- (4) 公益財団法人北九州市学校給食協会

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年5月29日まで

4 事業の概要及び監査の結果

(1) 公益財団法人アジア成長研究所

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人アジア成長研究所（以下「研究所」という。）は、アジアの経済・社会問題の研究を行うとともに、アジアの発展に関わる問題への知識と理解を深めることに貢献し、国際学術交流を促進することを目的としている。設立は平成元年9月1日（平成2年1月1日財団法人化）であり、平成24年4月1日に公益財団法人へと移行した。

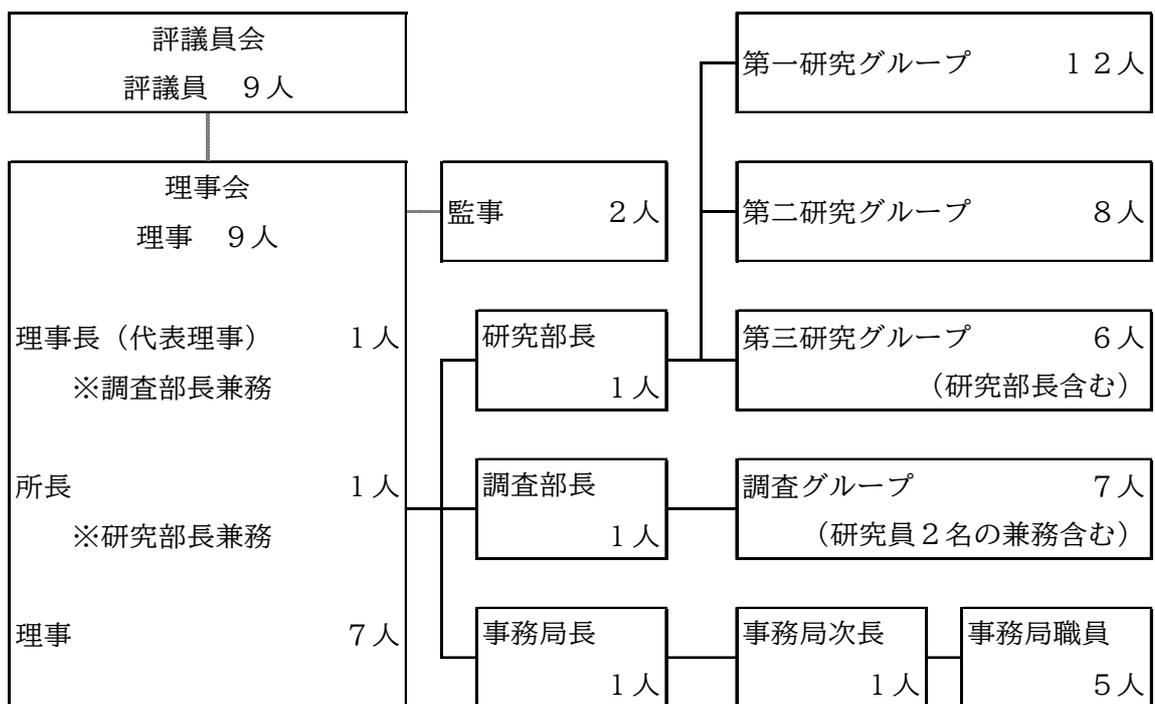
(イ) 現況

研究所は、前記の事業目的を達成するため、アジアの経済・社会等に関する調査・研究及びその成果の刊行、セミナー・研究会、市民向け講座等の開催、国内外の研究機関、教育機関との研究協力・連携等の事業を実施している。

(ウ) 組織

研究所の組織は、次のとおりである。

（令和5年10月31日現在）



(エ) 市との関係

市は、基本財産 9 億 3, 7 3 5 万円のうち 7 億 6, 0 3 5 万円 (8 1. 1 %) を出捐しているほか、補助金を令和 4 年度は 1 億 4, 0 0 0 万円、令和 5 年度は 1 0 月までに 1 億 5 0 0 万円を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

研究所の令和 4 年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は 1 億 5, 3 8 4 万円となっており、前年度と比べて 2, 9 0 4 万円増加した。この主な理由は、研究員の採用による人件費や、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少していた会議や学会の開催の増により北九州市からの補助金収入が増加したこと等による。

また、経常費用の合計額は 1 億 5, 7 3 8 万円となっており、前年度と比べて 3, 2 3 7 万円増加した。この主な理由は、研究員の採用により給料手当が増加したこと及び会議・学会等の増により旅費交通費が増加したこと等による。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、9 億 7, 9 3 2 万円となっており、前年度と比べて 3, 9 9 8 万円減少した。

研究所の経常収益は、事業収入や会費収入等自主財源の割合が低く、依然として市の補助金に対する依存度が高い状況が続いている。

令和 3 年度から始まった新たな 5 年間の中期計画においては、研究における外部資金の獲得について、一層の努力を行うこととしている。

今後とも、市以外からの外部資金の獲得の拡大等に取り組み、財務体質の改善を図るとともに、研究成果を地域社会へ還元することで本市の発展に寄与することが望まれる。

(2) 公益財団法人北九州国際交流協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州国際交流協会（以下「交流協会」という。）は、市及び周辺地域における多文化共生の社会づくりを推進するとともに、幅広い市民による国際交流活動を推進することにより諸外国との相互理解と友好親善を深め、もって国際平和に貢献することを目的として、平成2年7月25日に設立された財団法人であり、平成24年10月1日に公益財団法人へと移行した。

(イ) 現況

近年、留学生や技能実習生の増加などにより、本市の外国人市民は年々増加しており、国籍や在留資格も多様化している。このため、言語や文化、習慣について配慮すべきことも複雑化し、在留する資格によって日本でできる活動に制限があることから、その資格に応じた対応が必要となってくる。

今後のグローバル化の進展や日本人の人口減少により外国人労働者の受け入れ拡大が進む現状を勘案すると、外国人市民の更なる増加が予想される。そのため、外国人市民が地域住民として、日本人市民と対等に活躍できる多文化共生の社会づくりが非常に重要となっている。

このような中、平成25年3月に今後の指針となるべき交流協会の長期ビジョンとして「多文化を受け入れ世界に開かれた魅力ある地域づくりと人づくり」を策定した。

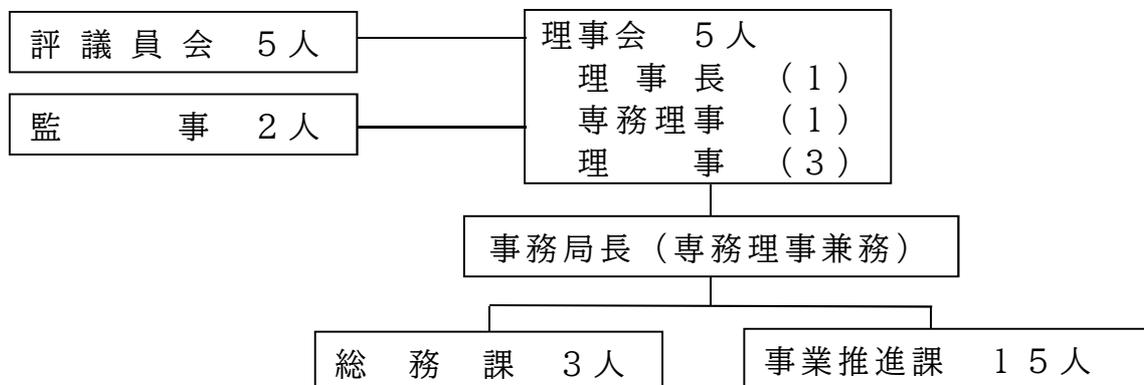
この長期ビジョンの下、令和3年3月に新中期計画（令和3年4月～令和8年3月）を新たに策定し、①ポストコロナ時代を見据えた外国人市民のコミュニケーション環境の充実、②外国人市民による地域の活性化やグローバル化への貢献、③地域社会への外国人市民の積極的な参画と多様な担い手の確保の3つの目標を掲げ、事業の展開に取り組んでいる。

また、令和4年3月から北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター内にウクライナ避難民相談窓口を設置し、避難民や支援者からの相談対応や関係機関との連携による支援も行った。

(ウ) 組織

交流協会の組織は、次のとおりである。

(令和5年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、基本財産3億円を全額出捐するほか、外国人市民の相談事業等に対する補助金を令和4年度は6,112万円、令和5年度は10月までに5,132万円支出している。また、市は、コミュニティ通訳派遣事業等に係る委託料を令和4年度は250万円支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

交流協会の令和4年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は8,262万円となっており、前年度と比べて113万円減少した。この主な理由は、コロナ禍による入国制限により、日本語学校への進学者に支給する奨励金の対象者が減少し、その財源である寄附金（留学生等支援資金）の取り崩し額が減少したこと等による。

また、経常費用の合計額は8,270万円となっており、前年度と比べて189万円減少した。この主な理由は、経常収益の減少と同様に、進学奨励金支給対象者の減少や、嘱託職員の退職により給料手当が減少したこと等による。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、3億5,751万円となっており、前年度と比べて1,346万円減少した。

交流協会の経常収益は、事業収入等の自主財源の割合が低く、市から

の補助金等が収入の大半を占めている。このため、各種事業をより一層効果的に行うなどして経営の効率化を図ることが求められる。

今後も、外国人市民の増加・多様化の流れの中で、多文化共生施策の一翼を担う専門組織としての役割を果たされたい。

(3) 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム（以下「フォーラム」という。）は、市の「ふるさと創生事業」として選定され、平成2年10月20日に設立された。平成5年10月1日に労働省（現厚生労働省）認可の財団法人となり、平成25年4月1日には内閣府の認定を受け公益財団法人に移行した。

フォーラムは、日本及び他のアジア諸国のジェンダー（社会的性別）問題に関する調査研究及び国際交流等を行うとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する取り組みを支援することにより、女性の地位向上及び男女共同参画社会の形成の推進を図り、もって、日本及び他のアジア地域相互の発展に寄与することを目的としている。

(イ) 現況

フォーラムは、前記の事業目的を達成するため、「公益目的事業Ⅰ：日本及びアジア地域のジェンダー問題に関する調査研究、国際協力・交流等を通じて女性の地位向上を図る事業」として、調査・研究事業、交流・研修事業、情報収集・発信事業及び国際研修事業を実施するとともに、「公益目的事業Ⅱ：男女共同参画に関する事業を通じて男女共同参画社会の形成を推進する事業」として、市立男女共同参画センターの指定管理事業と自主事業を実施している。また、「その他事業Ⅰ：北九州市大手町ビル維持管理事業」として、北九州市大手町ビルの維持管理事業を、「その他事業Ⅱ：市立男女共同参画センターの公益目的以外の貸与事業」として、市立男女共同参画センターを公益目的以外に使用する団体等に対する施設貸与事業を実施するとともに、「法人事業」として、法人の管理運営を実施している。

フォーラムの令和4年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は3億2,655万円となっており、前年度と比べて370万円増加した。この主な理由は、市委託金収益が増加したことなどによる。

また、経常費用の合計額は3億2,304万円となっており、前年度と比べて58万円増加した。この主な理由は、修繕費が減少したものの光熱水費が増加したことなどによる。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、3億6,594万円となっており、前年度と比べて351万円増加した。

フォーラムの経常収益は、事業収入等の自主財源の割合が低く、市からの補助金及び委託金が収入の大半を占めている。このため、より一層効率的な事業運営が求められている。

今後とも、健全な財政運営に努め、市の政策課題である男女共同参画基本計画を踏まえた事業を実施し、その成果を多くの市民に還元して、男女共同参画を一層推進していくことが望まれる。

(4) 公益財団法人北九州市学校給食協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州市学校給食協会（以下「給食協会」という。）は、市立学校の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑を図ることを目的として、昭和50年4月1日に設立された法人である。公益財団法人へは平成25年4月1日に移行した。

(イ) 現況

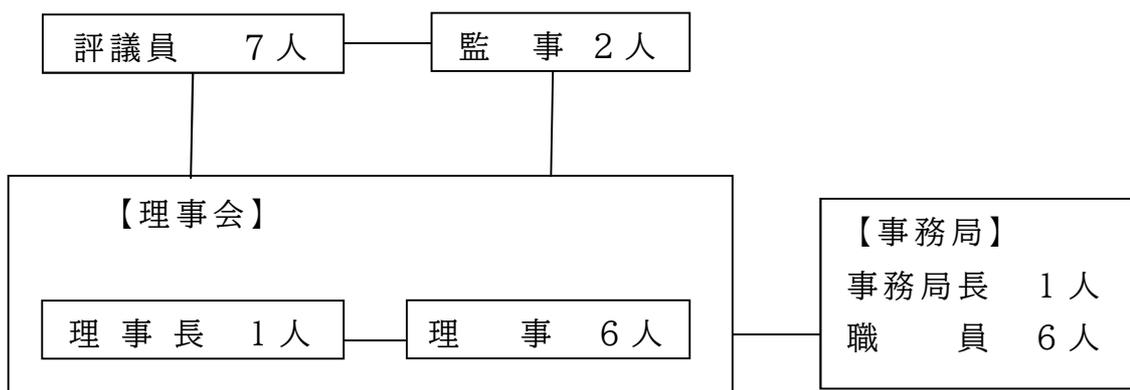
給食協会は、前記の事業目的を達成するため、市立の小学校・中学校・特別支援学校の学校給食に要する物資の調達・配給・物資代金の徴収支払に関する事業、学校給食実施上必要な調査・研究に関する事業、並びに学校給食の普及奨励に関する事業を実施している。

具体的には、学校給食用物資の安全で安定的な確保のために、物資納入業者の審査・選定・登録や衛生管理指導、市が作成する献立に基づく適正品の選定、共同購入、検査・検収等を行うとともに、児童に対して食についての意識を育むため市内産青果物の収穫体験や給食交流会などを実施している。

(ウ) 組織

給食協会の組織は、次のとおりである。

(令和5年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、給食協会の設立に当たり、基本財産500万円を全額出捐するとともに、事業運営費及び食材価格高騰対応の補助として、令和4年度は3億1,231万円、令和5年度は10月末までに5億2,6

66万円を支出している。

なお、令和4年度と令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰が子育て世帯の家計を圧迫していることから、給食費を値上げせず前年と同様の給食水準を維持することとし、食材価格高騰による物資代金不足分の補助金が新たに上乗せされた。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

給食協会の令和4年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は、39億2,161万円となっており、市からの補助金が増加したことなどから、前年度と比べて2億1,557万円増加した。

経常費用の合計額は、39億2,200万円となっており、給食材料費が増加したことなどから、前年度と比べて2億1,794万円増加した。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、3,542万円となっており、前年度と比べて398万円減少した。

当期は、新型コロナウイルス感染症の影響による給食費の高騰があったことから、例年と比べて収支の内容に変化があったものの、給食協会の経常収益の9割以上は、給食費受入収益で占められている。このため、安定的な財務運営を行うためには、給食費受入収益の範囲内で計画的に予算執行を行っていくことが求められる。

今後とも、健全な財政運営に努め、市、学校等と緊密に連携し、安全で安定的な学校給食事業の更なる充実発展に寄与することを期待する。

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、産業経済局、都市ブランド創造局（旧産業経済局所管分に限る。）、公営競技局及び農業委員会事務局の令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年5月29日まで

4 監査の結果

（1）産業経済局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

（2）都市ブランド創造局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

（3）公営競技局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(4) 農業委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

北九州市監査公表第15号

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている産業経済局及び都市ブランド創造局所管団体のうち、次の3団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和5年10月31日現在、単位：千円）

補助金等 交付団体名	補助金等名称	4年度 交付額	5年度 交付額	所管課
K P F 実行委員会	K P F 開催負担金	39,495	26,134	都市ブランド創造局M I C E・エンターテインメント課
北九州地域産業人材育成フォーラム	北九州地域産業人材育成フォーラム負担金	7,000	6,600	産業経済局雇用・産業人材政策課
小倉中央商業連合会	商店街プレミアム付商品券発行支援事業補助金	211,653	173,464	産業経済局サービス産業政策課

※5年度交付額は、令和5年10月31日現在の交付済額。

※K P Fは、北九州ポップカルチャーフェスティバルの略称。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている産業経済局所管の指定管理者のうち、次の2団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
北九州商工会議所	北九州市立商工貿易会館	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	産業政策課
ひびき灘漁業協同組合	釣り台付き遊歩道 (脇田海釣り棧橋)	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	水産課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年5月29日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の5団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）の当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

- (1) 公立大学法人北九州市立大学
- (2) 公益財団法人北九州観光コンベンション協会
- (3) 公益財団法人北九州産業学術推進機構
- (4) 株式会社北九州輸入促進センター
- (5) 皿倉登山鉄道株式会社

2 監査委員の除斥

中西満信監査委員は、令和3年7月から令和5年3月まで皿倉登山鉄道株式会社の取締役を務めていたため、この監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

3 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

4 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年5月29日まで

5 事業の概要及び監査の結果

(1) 公立大学法人北九州市立大学

ア 事業の概要

(ア) 目的

公立大学法人北九州市立大学（以下「市立大学」という。）は、大学を設置し、管理することにより、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史及び環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成及び地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成を図り、もって地域の産業、文化及び社会の発展並びに魅力の創出に寄与するとともに、アジアをはじめとする世界の人類及び社会の発展に貢献することを目的としている。

(イ) 現況

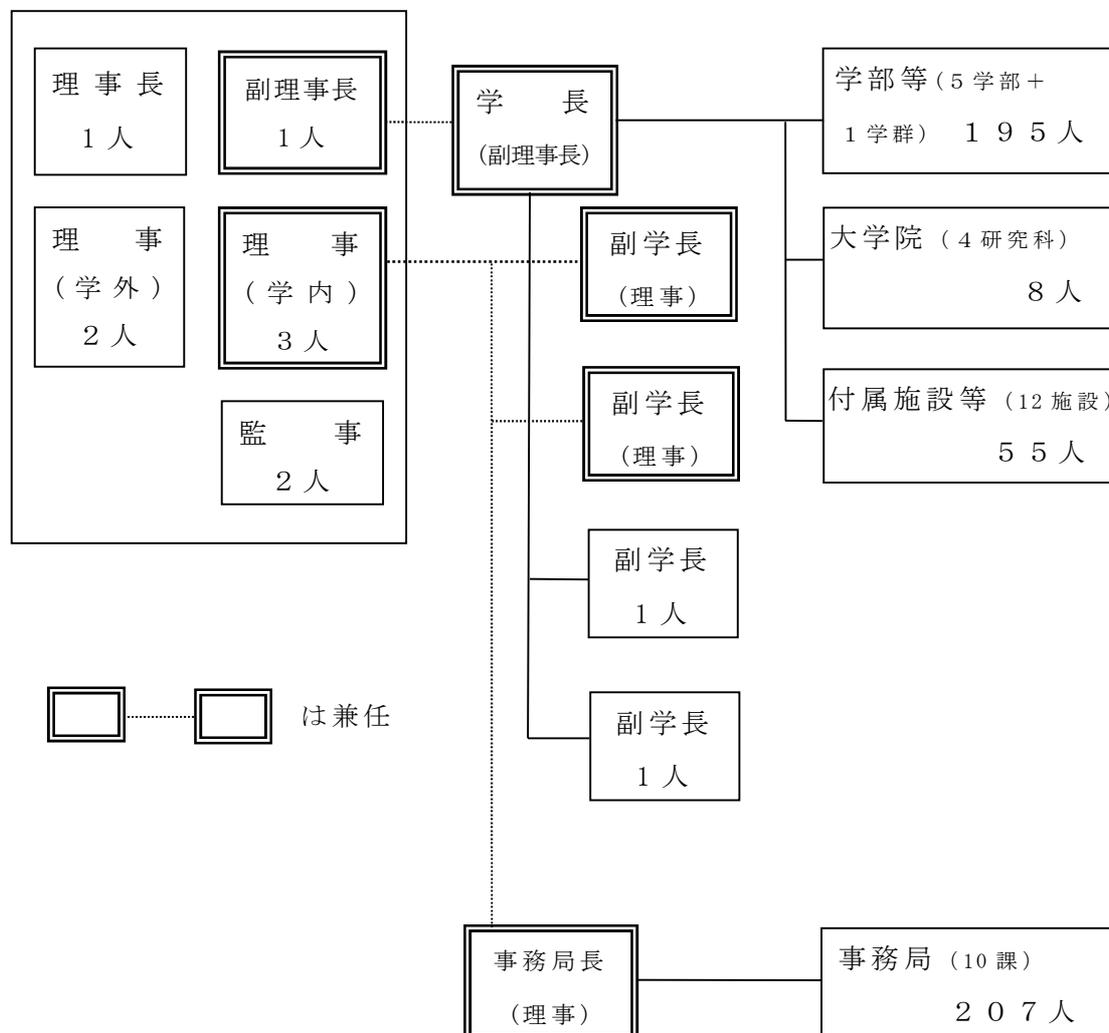
市立大学は、昭和21年に旧小倉市により創立された小倉外事専門学校を前身として、以後、学部の増設、再編を図りながら平成17年4月1日に公立大学法人へ移行した。現在、外国語学部、経済学部、文学部、法学部、国際環境工学部、地域創生学群の5学部1学群及び大学院で構成され、令和5年5月1日現在の学生数は6,712人となっている。

(ウ) 組織

市立大学の組織は、次のとおりである。

(令和5年10月31日現在)

役員



(エ) 市との関係

市は、市立大学の設立に当たり、資本金183億20万円を全額出資するとともに、大学運営に当たり、令和4年度は、運営費交付金を22億4,886万円、施設整備補助金を2億5,000万円支出し、令和5年度は10月までに運営費交付金を20億3,585万円、施設整備補助金を3億5,561万円支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

市立大学の令和4年度（第18期）の収支状況を見ると、経常損益は、他大学や企業との共同研究の推進による共同研究費の増加や光熱水費の高騰等による一般管理費の増加などから、前年度の2,652万円の経常利益から1億7,731万円の経常損失となった。また、目的積立金取崩収入を加味した総利益は1億55万円となっており、前年度と比べて1億4,933万円減少した。

市立大学は、令和5年度から第4期中期計画（令和5年度～令和10年度の6年間）に基づき、教育、研究、地域貢献、管理運営の各分野での変革を進めることにより、価値ある大学として選ばれ、更に発展していくことを目指している。

今後とも、DXの推進など中期計画で定めた業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置等を講じるとともに、市立大学が知の拠点として、まちを支える人材を輩出し、これら人材の市内への定着を図ること並びに大学発の優れた技術の実用化等により新産業の創出に資するなど、更なる地域への貢献を期待する。

(2) 公益財団法人北九州観光コンベンション協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、内外の工業製品等の展示紹介を通じて西日本地域の産業の高度化と貿易の振興、市における観光事業の健全な振興に資するとともに、コンベンションの誘致や支援等を通じて地域の活性化及び文化の向上に資し、もって北九州地域を中心とする我が国の経済及び文化の健全な発展と、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として設立された法人である。

平成29年4月1日に「公益社団法人北九州市観光協会」と合併、統合し、法人名を従来の「公益財団法人西日本産業貿易コンベンション協会」から現在の名称に変更した。

(イ) 現況

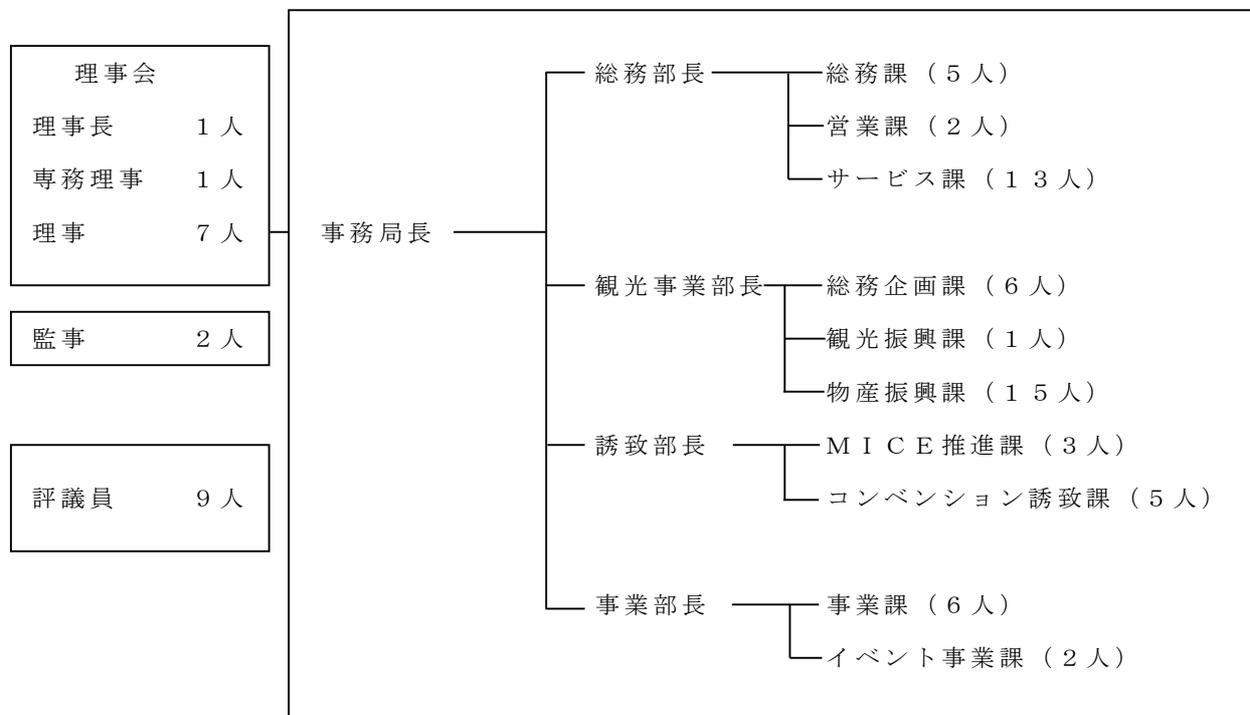
協会は、前記の事業目的を達成するため、西日本総合展示場本館、新館及び北九州国際会議場を一体的に管理・運営しながら、各種見本市・展示会の開催や会議・大会等の誘致を行っている。

また、観光・交流都市北九州の広報PRや市域への観光客の誘致事業、滞在化促進事業等を行っている。

(ウ) 組織

協会の組織は、次のとおりである。

(令和5年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、基本財産20億2,067万円に対し12億5,387万円(62.1%)を出捐(令和5年3月31日現在)しているほか、西日本総合展示場新館及び北九州国際会議場の管理運営について、協会を指定管理者としている。

令和4年度は委託料2億6,594万円、令和5年度は10月末までに委託料1億5,517万円を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

協会の令和4年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は11億3,298万円となっており、前年度と比べて6,362万円増加した。

また、経常費用の合計額は10億8,356万円となっており、前年度と比べて5,372万円増加した。これらは、主催展示会開催等の事業実施に伴い、貸館収益・展示会収益等の収益や委託費・光熱水費等の

費用が増加したことなどによるものである。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、36億6,694万円となっており、前年度と比べて234万円増加した。

協会は、西日本屈指のMICE開催拠点の一体的運営により、主催展示会事業やMICE誘致を強化するとともに、国内外の観光客誘致・滞在化を促進し、産業貿易の振興、国際化並びに観光振興の推進・にぎわいづくりで本市の政策を支援している。

今後とも、自立した経営の維持・強化に努め、施設の効率的な管理・運営や積極的な展示会の開催、会議・大会の誘致等に取り組み、本市の経済及び文化の発展を支えるとともに、観光事業への取組を通じて、にぎわいと活力あふれるまちづくりに貢献することを期待する。

(3) 公益財団法人北九州産業学術推進機構

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下「推進機構」という。）は、平成13年3月1日に設立され、平成30年4月1日に公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センターを合併し、北九州地域（市及びその周辺地域）における産学官連携や情報通信技術の利活用による研究開発及び学術研究の推進等により、産業技術の高度化及び活力ある地域企業群の創出・育成に寄与することを目的としている。

なお、推進機構は、平成24年4月1日に公益財団法人に移行した。

(イ) 現況

推進機構は、前記の事業目的を達成するため、平成13年4月に地域の産業を支える知的基盤として開設された北九州学術研究都市を中心に、大学・研究機関と産業界の連携推進や、中小企業・ベンチャー企業への総合的な支援を行っている。

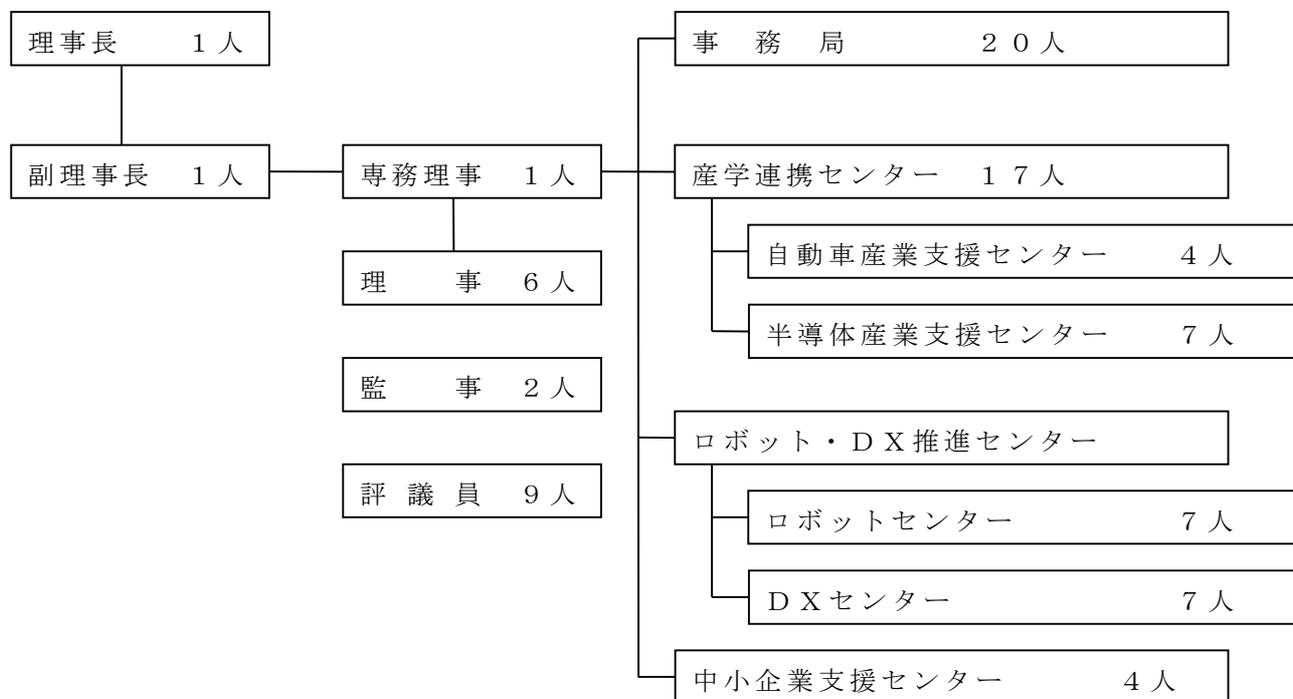
令和4年度は、市が新たに設置した「北九州市ロボット・DX推進センター」の運営を行い、ロボット・IoT・デジタル化といった先端技術の導入支援や相談対応にワンストップで対応できる体制を構築し、幅広い分野で地域企業の生産性向上を支援するほか、自動車産業や半導体産業における地元人材育成やマッチングに取り組んだ。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度から延期された北九州学術研究都市20周年記念事業を開催した。

(ウ) 組織

推進機構の組織は、次のとおりである。

(令和5年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、基本財産2億8,550万円のうち2億円(70.1%)を出捐しているほか、推進機構の事業に対する補助金を支出するとともに、学術研究都市等の管理運営について推進機構を指定管理者としている。

市は、令和4年度に補助金5億7,507万円、委託料8億4,009万円を支出している。また、令和5年度10月末までに補助金4億1,623万円、委託料5億507万円を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

(ア) 補助金等交付事務について

推進機構が、令和4年度に市から助成を受けた北九州産業学術推進機構補助金（以下「補助金」という。）について、市に提出した実績報告書の一部に誤りがあったことを認識していたにもかかわらず、市への報告を怠り、実績報告書の修正、補助金の返還を行っていなかった。

市の交付要綱では、推進機構が行う産学連携事業等のうち、市長が必要かつ適当と認める経費を補助金として交付することとしている。補助金の確定は、推進機構が提出した実績報告書に基づき、市において調査、確認を行うものであるから、実績報告書の内容等に誤りがある場合は、速やかに市に報告し、市の指示に従い対応することが必要である。

適正な処理をされたい。

推進機構の令和4年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は19億7,863万円となっており、前年度と比べて2億6,372万円増加した。

経常費用の合計額は、19億8,909万円となっており、前年度と比べて3億3,732万円増加した。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、18億9,571万円となっており、前年度と比べて4,565万円減少した。

推進機構は、自立できる産業づくりに向けて、北九州学術研究都市の一体的運営や、産学官連携による研究開発から事業化への支援に加え、ロボットやI o Tの活用等による地域企業の生産性向上、DX推進事業による地域企業へのデジタル化支援、産業技術の高度化、地域企業の創出・育成等に取り組んでいる。

今後とも、施設の効率的な運営に努めるとともに、北九州地域の総合的な産業支援機関として、本市の産業振興、発展に寄与することを期待する。

(4) 株式会社北九州輸入促進センター

ア 事業の概要

(ア) 目的

株式会社北九州輸入促進センター（以下「会社」という。）は、市が進める「国際物流拠点都市」の輸入・物流促進の中核施設であるアジア太平洋インポートマート流通センター棟（以下「AIMビル」という。）の管理・運営主体として設立されたもので、国際ビジネス支援機能をはじめ、ITビジネス支援、就業支援や子育て支援などの機能を持った拠点施設として、地域の経済活性化や国際化に寄与している。

(イ) 現況

会社は、前記の事業目的を達成するため、AIMビルの管理・運営、国際ビジネス全般のサポートサービス事業等を行っている。

AIMビルの入居率は、96.7%（令和5年10月31日現在）である。

(ウ) 組織

会社の組織は、次のとおりである。

（令和5年10月31日現在）



(エ) 市との関係

市は、会社の設立に当たり、資本金66億円のうち18億7,770万円（出資比率28.45%）を出資している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

会社の令和4年度（第30期）の経営状況を見ると、経常利益は、前年度と比べて2,065万円減少の2億280万円だった。また、新規テナント入居のための既存施設除却による特別損失5,311万円を計上したため、純利益は前年度と比べて6,718万円減少の1億255万円となった。この結果、令和4年度末の累積損失（利益剰余金のマイナス）は3億8,364万円となった。

会社は、AIMビルの管理・運営実施主体として、国際ビジネスサポート等を目的に不動産賃貸事業などを実施し、地域経済の活性化や国際化に寄与しながら、12期連続の黒字を達成している。

今後とも、積極的なテナント誘致活動や入居テナントに対するサービスの充実を図り、AIMビルの入居率の向上に努めるとともに、築後25年を経過した建物の計画的な改修を行うなど施設の効率的な運営を行いながら、経営改善に向けた取組を一層進めることを期待する。

(5) 皿倉登山鉄道株式会社

ア 事業の概要

(ア) 目的

皿倉登山鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、鉄道事業法による運輸業、旅客誘致設備等の管理運営、及びこれらに付帯し又は関連する業務を営み、皿倉山頂エリアへの公共交通機関として観光客の誘致を図るとともに、市民の健全なレクリエーションの場を提供することを目的として、昭和32年3月1日に設立された法人である。

なお、平成27年4月1日に、会社名を従来の「帆柱ケーブル株式会社」から現在の名称に変更している。

(イ) 現況

会社は、前記の事業目的を達成するため、鋼索鉄道（ケーブル）事業を行っていたが、平成24年10月、ケーブルカー、軌道、駅舎等の施設を市へ譲渡し、この施設を借り受けて運行する方式に移行した。

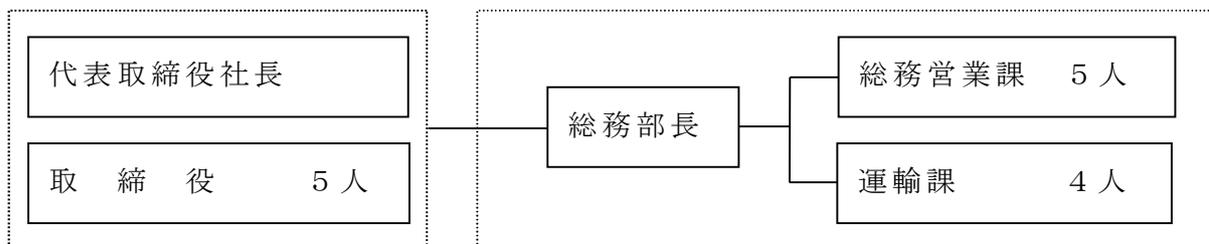
また、平成19年12月からは、市が所有する施設であるスロープカーの運行及び展望台の運営管理を行っている。

令和4年度の施設利用者は、ケーブルカーで291,446人となり昭和44年以来53年ぶりに29万人を超えた。また、スロープカーでは265,367人となり、平成19年の開業以来最多となった。

(ウ) 組織

会社の組織は、次のとおりである。

(令和5年10月31日現在)



※その他非常勤職員32人



(エ) 市との関係

市は、資本金1,000万円全額を出資しているほか、軌道敷等補修工事、橋梁改修、ケーブルカー・リフト施設改修の資金を貸し付けており、令和4年度末の貸付残高は3,590万円となっている。

また、皿倉地区観光振興事業、皿倉山頂展望台管理運営業務、車両整備業務等を委託し、令和4年度は6,528万円、令和5年度は10月末までに2,034万円の委託料を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

会社の令和4年度の経営状況を見ると、経常利益は、営業収益の増加により、前年度と比べて1,772万円増加の1,369万円、当期純利益は、前年度と比べて1,510万円増加の1,100万円となっている。

会社では、平成22年度からの経営改善計画に基づく様々な施策の成果により、平成24年度以降はコロナ禍の影響を受けた令和3年度を除き安定して利益を計上しており、経営の効率化、利用者サービスの向上、皿倉山の観光振興などに継続的に取り組んでいる。

今後とも、積極的な集客活動展開による増客・増収を目指すとともに、安全運行の遵守と事業継続のための人材育成にも努めながら、本市の観光振興、にぎわいづくりに貢献することを期待する。

北九州市監査公表第17号

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、産業経済局、都市ブランド創造局（旧産業経済局所管分に限る。）、都市戦略局（旧建築都市局所管分に限る。）、都市整備局（旧建築都市局所管分に限る。）、港湾空港局及び区役所において施工する工事（工事に係る委託並びに除草、浚渫及びエレベーター・エスカレーターの設備点検等に係る業務委託を含む。以下同じ。）で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに完了した工事及び前記対象期間中に債務負担行為により継続中の工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2、表3、表4、表5及び表6のとおり工事を抽出し、それぞれ事務手続、設計・積算及び施工管理について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の審査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

表1 工事の抽出（産業経済局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	23	476,777	8	206,403	別表1 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	337	261,871	34	63,314	別表2 参照

表2 工事の抽出（都市ブランド創造局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	3	17,227	0	0	
軽微な工事 (委託業務を含む)	19	15,914	2	2,838	別表3 参照

表3 工事の抽出（都市戦略局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	6	89,996	2	79,163	別表4 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	17	13,082	3	7,271	別表5 参照

表4 工事の抽出（都市整備局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	436	16,763,144	75	7,878,569	別表6 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	173	134,693	10	17,365	別表7 参照

表5 工事の抽出（港湾空港局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	51	4,701,407	16	2,880,859	別表8 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	263	229,725	27	46,956	別表9 参照

表6 工事の抽出（区役所）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	491	4,347,783	106	1,768,630	別表10 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	4,146	5,188,620	111	239,871	別表11 参照

3 監査の期間

令和5年11月22日から令和6年5月29日まで

4 監査の結果

(1) 産業経済局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表1 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 工事に係る委託の契約事務について

(農林水産部農林課)

[5] ため池廃止（二番池）詳細設計修正業務委託

本業務委託は、農業用ため池としての使用が無くなった若松区大字二島の二番池の廃止工事に係る修正設計業務である。

工事に係る委託契約については、市副市長以下専決規程（以下「専決規程」という。）では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定めら

れている。

この業務委託は、予定価格が100万円を超える工事に係る委託のため、技術監理局契約課において契約すべきであったが、専決規程に反して担当課で契約していた。

適正な事務処理をされたい。

イ 工事の契約事務について

(農林水産部農林課)

(ア) (軽微な工事) 展示林事業標示板設置工事 (その1)

(イ) (軽微な工事) 展示林事業標示板設置工事 (その2)

上記の工事は、森林や木にふれあう機会を拡大するため、身近にある森林の整備を行う展示林事業の一環として、標示板を設置するものである。

これらの工事において、標示板の仕様の変更を口頭により指示していたが、契約変更の手続きを行っていなかった。

この結果、当初契約した図面と、実際に施工した内容が一致しておらず、不適切な契約事務となっていた。

適正な事務処理をされたい。

(2) 都市ブランド創造局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(3) 都市戦略局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(4) 都市整備局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(5) 港湾空港局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(6) 区役所

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

別表 1 本工事抽出一覧表（産業経済局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	未来産業推進部 未来産業推進課	学研北部除草業務委託 (4-3) 〈若松区ひびきの北〉	除草業務	指名	6,362	R4. 8.25 R4.11.18
2	企業立地支援部 企業立地支援課	北九州空港跡地産業団地 造成工事(3-1) 〈小倉南区曾根北町〉	団地造成 工事	指名	12,379	R3.12.23 R4. 8.31
3	農林水産部 農林課	農業用ため池(二番池) 廃止工事 〈若松区大字二島〉	ため池工 事	一般	26,874	R4. 6.30 R5. 3.15
4	農林水産部 農林課	令和4年度 合馬線林道 開設工事 〈小倉南区大字合馬〉	林道工事	指名	22,268	R4. 7.14 R5. 3.15
5	農林水産部 農林課	ため池廃止(二番池) 詳 細設計修正業務委託 〈若松区大字二島〉	ため池設 計業務	随意	1,540	R4. 9.20 R4.12.15
6	農林水産部 水産課	関門地区増殖場造成工事 (4) 〈若松区響町一丁目地 先〉	増殖場造 成工事	指名	78,834	R4. 7.14 R4.10.12
7	農林水産部 水産課	平松漁港(導流堤) 機能 保全工事(4) 〈小倉北区東港一丁目〉	漁港保全 工事	指名	49,064	R4. 9. 1 R5. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	農林水産部 西部農政事務所	弘川第一水路浚渫業務委託（その3） 〈若松区大字弘川〉	水路浚渫業務	指名	9,082	R4.12.19 R5. 3.31
計				8 件	206,403 千円	

別表2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（産業経済局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要	
		件数	契約金額 (千円)		
総務政策部	渡船事業所	2	3,032	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林道改築工事 ・ 林道災害復旧工事 ・ 標示板設置工事 ・ 農林環境整備工事 ・ 棧橋復旧工事 ・ 漁港設計業務委託 ・ 漁港環境整備工事 ・ 柵取替工事 ・ 草刈業務委託 ・ 建屋改修工事 ・ 排水施設設置工事 ・ 照明灯LED化工事 ・ 施設修繕工事 	
企業立地支援部	企業立地支援課	1	484		
農林水産部	農林課	6	10,759		
	水産課	7	12,781		
	東部農政事務所	4	5,590		
	西部農政事務所	9	19,439		
	総合農事センター	1	2,343		
中央卸売市場		4	8,886		他
計		34	63,314		

別表3 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（都市ブランド創造局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
観光にぎわい部	観光課	1	418	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備取替工事 ・配線工事
	M I C E ・エンターテインメント課	1	2,420	
計		2	2,838	

別表4 本工事抽出一覧表（都市戦略局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	都市再生推進部 都市再生企画課	スペースワールド駅前広場改修工事 〈八幡東区東田二丁目〉	駅前広場工事	一般	47,359	R3.11.4 R4.5.6
2	都市再生推進部 事業推進課	陣原一丁目地中障害物撤去工事 〈八幡西区陣原一丁目〉	構造物撤去工事	随意	31,804	R4.11.9 R5.3.31
計				2 件	79,163 千円	

別表5 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（都市戦略局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
計画部	都市交通政策課	2	4,899	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋応急保護工事 ・ 庇補強工事 ・ 管理柵改修工事
都市再生推進部	事業推進課	1	2,372	
計		3	7,271	

別表6 本工事抽出一覧表（都市整備局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	折尾総合整備事務所 事業調整課	J R九州鹿児島本線側道 2号線道路改築工事（4 - 1） 〈八幡西区北鷹見町〉	道路改築 工事	一般	84,339	R4. 7.14 R5. 3.31
2	折尾総合整備事務所 整備課	日吉台光明線道路改築工 事（3-1） 〈八幡西区光明二丁目ほ か〉	道路改築 工事	一般	49,180	R3. 7.29 R4. 4.30
3	折尾総合整備事務所 整備課	駅前広場整備工事（3- 3） 〈八幡西区折尾一丁目ほ か〉	駅前広場 工事	指名	109,898	R4. 4.14 R5. 3.31
4	折尾総合整備事務所 整備課	折尾土地地区画整理事業（ 東筑一丁目）補強土工事 （4-1） 〈八幡西区東筑一丁目〉	擁壁工事 他	指名	94,914	R4. 6.9 R5. 1.31
5	折尾総合整備事務所 整備課	折尾土地地区画整理事業（ 堀川町）宅地整備工事（ 4-2） 〈八幡西区堀川町〉	宅地整備 工事	一般	112,214	R4. 7.14 R5. 3.31
6	建築部 建築課	若松市民会館南北エリア 大規模改修工事 〈若松区本町三丁目13 番1号〉	大規模改 修工事	一般	413,251	R3. 2.25 R4. 4.22
7	建築部 建築課	折尾駅高架下公共施設新 築工事 〈八幡西区堀川町722 番1ほか〉	新築工事	一般	256,368	R3. 7.1 R4. 5.16

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	建築部 建築課	ボートレース若松外向発 売所建設工事基本・実施 設計委託 〈若松区南二島一丁目1 番〉	建築設計 業務	指名	43,211	R3. 7.15 R4. 8.31
9	建築部 建築課	北九州市立美術館貨物用 昇降機改修建築工事 〈戸畑区西鞆ヶ谷町2 1 番1号〉	改修工事	指名	1,073	R3. 11.18 R4. 4.28
10	建築部 建築課	中原市民センター新築工 事 〈戸畑区中原西三丁目2 番106ほか〉	新築工事	一般	222,229	R3. 12. 9 R4. 12. 2
11	建築部 建築課	小倉総合特別支援学校A 棟解体工事 〈小倉南区春ヶ丘10番 3号〉	解体工事	指名	72,251	R4. 3.17 R4. 12.26
12	建築部 建築課	江川小学校大規模改修工 事(第1期) 〈若松区大字乙丸5番地 〉	大規模改 修工事	一般	82,128	R4. 6.16 R4. 11.15
13	建築部 建築課	寿山小学校大規模改修工 事(第1期) 〈小倉北区大畠三丁目 10番1号〉	大規模改 修工事	一般	262,013	R4. 6.16 R5. 2.28
14	建築部 建築課	泉台小学校大規模改修工 事(第3期) 〈小倉北区泉台一丁目3 番1号〉	大規模改 修工事	一般	226,654	R4. 6.16 R5. 2.28

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	建築部 建築課	浅川小学校大規模改修工事（第2期） 〈八幡西区浅川町10番1号〉	大規模改修工事	一般	309,959	R4. 6.16 R5. 2.28
16	建築部 建築課	貫小学校大規模改修工事（第3期） 〈小倉南区上貫三丁目1番1号〉	大規模改修工事	一般	166,948	R4. 6.16 R5. 2.28
17	建築部 建築課	二島小学校大規模改修工事（第1期） 〈若松区東二島五丁目13番1号〉	大規模改修工事	一般	337,487	R4. 6.16 R5. 2.28
18	建築部 建築課	菊陵中学校大規模改修工事（第1期） 〈小倉北区下富野一丁目2番1号〉	大規模改修工事	一般	278,738	R4. 6.16 R5. 3.15
19	建築部 建築課	石峯中学校大規模改修工事（第1期） 〈若松区今光一丁目12番8号〉	大規模改修工事	一般	427,736	R4. 6.16 R5. 3.15
20	建築部 建築課	旧風師中学校解体工事 〈門司区風師四丁目13番1号〉	解体工事	指名	85,742	R4. 7.28 R5. 3.21
21	建築部 施設保全課	重要文化財旧門司三井倶楽部本館他2棟保存修理工事 〈門司区港町7番1号〉	保存修理工事	一般	243,021	R3. 9.16 R5. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
22	建築部 施設保全課	小倉南区役所外壁改修他 工事 〈小倉南区若園五丁目1 番2号〉	外壁改修 他工事	一般	80,495	R3.10.21 R4.6.17
23	建築部 施設保全課	令和3年度都市モノレール小倉線城野停留場補修 工事 〈小倉南区富士見二丁目 〉	外壁補修 工事	一般	91,079	R4.2.24 R4.10.31
24	建築部 施設保全課	令和3年度都市モノレール小倉線徳力公団前停留 場補修工事 〈小倉南区徳力一丁目〉	外壁補修 工事	一般	172,761	R4.2.24 R4.11.3
25	建築部 施設保全課	伊佐座取水場引野系取水 ポンプ棟・送泥ポンプ室 長寿命化工事 〈遠賀郡水巻町二西四丁 目14番1号〉	外壁等改 修工事	指名	30,606	R4.3.24 R4.9.30
26	建築部 施設保全課	北九州市立埋蔵文化財セ ンター移転改修及び耐震 補強工事実施設計委託 〈八幡東区尾倉二丁目6 番5号〉	建築設計 業務	一般	89,595	R4.6.2 R5.5.19
27	建築部 施設保全課	天籟寺小学校外壁改修他 工事 (R4) 〈戸畑区夜宮二丁目1番 1号〉	外壁改修 他工事	指名	57,246	R4.6.30 R5.1.11
28	建築部 施設保全課	総合農事センター本館耐 震補強、外壁及び屋上防 水改修工事 〈小倉南区横代東町一丁 目6番1号〉	耐震補強 等改修工 事	一般	62,698	R4.6.30 R5.1.18

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
29	建築部 施設保全課	横代小学校外壁改修工事 (R4) 〈小倉南区横代南町二丁目4番1号〉	外壁改修工事	指名	72,170	R4. 6.30 R5. 2.28
30	建築部 施設保全課	令和4年度都市モノレール小倉線企救丘停留場補修工事 〈小倉南区企救丘二丁目〉	外壁補修工事	一般	152,527	R4. 6.30 R5. 3.9
31	建築部 施設保全課	到津小学校外壁改修工事 (R4) 〈小倉北区上到津一丁目9番1号〉	外壁改修工事	指名	76,107	R4. 7.7 R5. 3.10
32	建築部 施設保全課	北九州市立商工貿易会館外壁及び屋上防水改修工事(R4) 〈小倉北区古船場町1番35号〉	外壁等改修工事	一般	192,854	R4. 7.28 R5. 3.31
33	建築部 施設保全課	穴生排水処理場長寿命化工事 〈八幡西区鷹の巣三丁目10番16号〉	外壁等改修工事	指名	62,997	R4. 9.15 R5. 3.31
34	建築部 施設保全課	祝町市民センター外壁及び屋上防水改修工事 〈八幡東区宮の町二丁目2番10号〉	外壁等改修工事	指名	37,923	R4. 10.13 R5. 3.13
35	建築部 施設保全課	北九州市エコタウンセンター外壁及び屋上防水改修工事 〈若松区向洋町10番20号〉	外壁等改修工事	指名	50,552	R4. 10.20 R5. 3.13

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
36	設備部 機械設備課	下曾根駅北口駅前広場昇 降機設置工事 〈小倉南区下曾根一丁目 〉	機械設備 工事	随意	29,207	R3. 6. 3 R4. 9.30
37	設備部 機械設備課	折尾駅高架下公共施設新 築機械工事 〈八幡西区堀川町722 番1ほか〉	機械設備 工事	一般	31,945	R3. 7. 1 R4. 5.16
38	設備部 機械設備課	北九州市立美術館荷物用 昇降機改修工事 〈戸畑区西鞆ヶ谷町21 番1号〉	機械設備 工事	随意	48,400	R3. 9.22 R4. 4.28
39	設備部 機械設備課	市営勝山公園地下駐車場 換気設備更新工事(第2 期) 〈小倉北区城内1番1号 〉	機械設備 工事	指名	13,273	R3.12. 9 R4. 9.30
40	設備部 機械設備課	こども文化会館空調設備 改修工事 〈小倉北区下到津四丁目 3番2号〉	機械設備 工事	一般	56,425	R4. 6. 9 R5. 3. 7
41	設備部 機械設備課	小倉北区JR駅ペデスト リアンデッキ他昇降機修 繕工事(令和4年度) 〈小倉北区浅野一丁目1 番ほか〉	機械設備 工事	随意	127,600	R4. 6.15 R4.10.31
42	設備部 機械設備課	北九州メディアドーム昇 降機修繕工事(令和4年 度) 〈小倉北区三萩野三丁目 1番1号〉	機械設備 工事	随意	68,200	R4. 6.15 R5. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
43	設備部 機械設備課	洞北中学校防音事業機械 工事（第4期） 〈若松区大字竹並 3087番地1〉	機械設備 工事	指名	39,793	R4. 6.16 R4.10.28
44	設備部 機械設備課	江川小学校大規模改修機 械工事（第1期） 〈若松区大字乙丸5番地 〉	機械設備 工事	一般	16,726	R4. 6.16 R4.11.15
45	設備部 機械設備課	菊陵中学校大規模改修機 械工事（第1期） 〈小倉北区下富野一丁目 2番1号〉	機械設備 工事	一般	43,144	R4. 6.16 R4.12.28
46	設備部 機械設備課	二島小学校大規模改修機 械工事（第1期） 〈若松区東二島五丁目1 3番1号〉	機械設備 工事	一般	62,665	R4. 6.16 R4.12.28
47	設備部 機械設備課	貫小学校大規模改修機 械工事（第3期） 〈小倉南区上貫三丁目1 番1号〉	機械設備 工事	一般	26,758	R4. 6.16 R5. 1.31
48	設備部 機械設備課	浅川小学校大規模改修機 械工事（第2期） 〈八幡西区浅川町10番 1号〉	機械設備 工事	一般	34,999	R4. 6.16 R5. 2.28
49	設備部 機械設備課	寿山小学校大規模改修機 械工事（第1期） 〈小倉北区大島三丁目 10番1号〉	機械設備 工事	一般	52,033	R4. 6.16 R5. 2.28

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
50	設備部 機械設備課	本庁舎N o 1 冷温水発生機更新工事 〈小倉北区城内1番1号〉	機械設備工事	一般	47,496	R4. 6.16 R5. 3.14
51	設備部 機械設備課	石峯中学校大規模改修機械工事(第1期) 〈若松区今光一丁目12番8号〉	機械設備工事	一般	64,633	R4. 6.16 R5. 3.15
52	設備部 機械設備課	戸畑駅周辺他昇降機修繕工事(令和4年度) 〈戸畑区汐井町1番ほか〉	機械設備工事	随意	57,200	R4. 7.13 R5. 3.15
53	設備部 機械設備課	教育センター空調設備改修工事 〈八幡西区相生町20番1号〉	機械設備工事	一般	73,020	R4. 7.14 R5. 3.31
54	設備部 機械設備課	J R 戸畑駅南北公共通路他昇降機修繕工事(令和4年度) 〈戸畑区汐井町1番ほか〉	機械設備工事	随意	107,250	R4. 9.14 R5. 3.31
55	設備部 機械設備課	J R 門司駅公共通路他昇降機修繕工事(令和4年度) 〈門司区中町2番1号ほか〉	機械設備工事	随意	59,400	R4.11. 9 R5. 3.31
56	設備部 電気設備課	北九州メディアドームバンク・アリーナ照明LED化工事 〈小倉北区三萩野三丁目1番1号〉	電気設備工事	一般	394,912	R2.12.10 R4. 7.22

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
57	設備部 電気設備課	砂津長浜線トンネル照明 設備工事（その2） 〈小倉北区長浜町ほか〉	電気設備 工事	一般	62,361	R3. 9.16 R4. 4.28
58	設備部 電気設備課	本庁舎地下駐車場電気自 動車用充電設備設置電気 工事 〈小倉北区城内1番1号 〉	電気設備 工事	一般	51,800	R3.10.28 R4.10.31
59	設備部 電気設備課	男女共同参画センターホ ール舞台照明設備改修工 事 〈小倉北区大手町11番 4号〉	電気設備 工事	随意	111,100	R4. 1.26 R4. 7.29
60	設備部 電気設備課	小倉駅新幹線ロライトア ップ照明設置工事（4- 1） 〈小倉北区浅野二丁目ほ か〉	電気設備 工事	一般	130,846	R4. 6. 9 R4.12.28
61	設備部 電気設備課	洞北中学校防音事業電気 工事（第4期） 〈若松区大字竹並 3087番1〉	電気設備 工事	指名	12,686	R4. 6.16 R4.10.28
62	設備部 電気設備課	江川小学校大規模改修電 気工事（第1期） 〈若松区大字乙丸5番地 〉	電気設備 工事	一般	18,116	R4. 6.16 R4.11.15
63	設備部 電気設備課	石峯中学校大規模改修電 気工事（第1期） 〈若松区今光一丁目12 番8号〉	電気設備 工事	一般	92,214	R4. 6.16 R5. 2.28

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
64	設備部 電気設備課	二島小学校大規模改修電気工事（第1期） 〈若松区東二島五丁目 13番1号〉	電気設備 工事	一般	78,132	R4. 6.16 R5. 2.28
65	設備部 電気設備課	菊陵中学校大規模改修電気工事（第1期） 〈小倉北区下富野一丁目 2番1号〉	電気設備 工事	一般	72,470	R4. 6.16 R5. 2.28
66	設備部 電気設備課	寿山小学校大規模改修電気工事（第1期） 〈小倉北区大島三丁目 10番1号〉	電気設備 工事	一般	106,796	R4. 6.16 R5. 2.28
67	設備部 電気設備課	貫小学校大規模改修電気工事（第3期） 〈小倉南区上貫三丁目1 番1号〉	電気設備 工事	一般	33,355	R4. 6.16 R5. 2.28
68	設備部 電気設備課	浅川小学校大規模改修電気工事（第2期） 〈八幡西区浅川町10番 1号〉	電気設備 工事	一般	51,720	R4. 6.16 R5. 2.28
69	設備部 電気設備課	こども文化会館空調設備 改修電気工事 〈小倉北区下到津四丁目 3番2号〉	電気設備 工事	一般	22,272	R4. 6.30 R5. 3.7
70	設備部 電気設備課	ボートレース若松ナイト ー照明盤更新工事 〈若松区赤岩町13番1 号〉	電気設備 工事	一般	50,600	R4. 7.14 R5. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
71	設備部 電気設備課	太刀浦6号上屋照明設備 改修電気工事(第1期) 〈門司区太刀浦海岸〉	電気設備 工事	一般	101,913	R4. 7.14 R5. 3.25
72	設備部 電気設備課	教育センター空調設備改 修電気工事 〈八幡西区相生町20番 1号〉	電気設備 工事	一般	95,635	R4. 7.14 R5. 3.31
73	設備部 電気設備課	ボートレース若松ナイト ー照明中央監視設備更新 電気計装工事 〈若松区赤岩町13番1 号〉	電気設備 工事	随意	66,000	R4. 7.27 R5. 3.31
74	設備部 電気設備課	新椿トンネル他(門司行 橋線)トンネル照明LED 化工事(4-1) 〈門司区大字黒川ほか〉	電気設備 工事	一般	88,009	R4. 9.22 R5. 3.31
75	設備部 電気設備課	柄杓田トンネル(柄杓田 伊川1号線)照明LED 化工事(4-1) 〈門司区大字柄杓田ほか 〉	電気設備 工事	一般	68,501	R4. 9.22 R5. 3.31
計				75 件	7,878,569千円	

別表7 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（都市整備局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
折尾総合整備事務所	整備課	3	5,111	<ul style="list-style-type: none"> ・管理柵改修工事 ・上屋新築工事 ・実施設計委託 ・都市ガス工事 ・空調機器設置工事 ・通信設備更新工事 ・環境整備工事 他
建築部	建築課	1	990	
設備部	機械設備課	4	7,744	
	電気設備課	2	3,520	
計		10	17,365	

別表 8 本工事抽出一覧表（港湾空港局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	港営部 港営課	太刀浦コンテナクレーン 更新工事（R3） 〈門司区太刀浦海岸〉	設備更新 工事	一般	1,124,750	R3.10.1 R5.3.31
2	港湾整備部 整備課	改修（統合）第二響灘大 橋橋面改良工事（3） 〈若松区響町一丁目〉	橋面改良 工事	一般	108,126	R3.10.14 R4.5.31
3	港湾整備部 整備課	新門司南地区泊地浚渫工 事（3） 〈門司区新門司一丁目地 先〉	浚渫工事	一般	180,775	R4.3.10 R4.7.29
4	港湾整備部 整備課	廃棄物響灘東（東）護岸 工事（3） 〈若松区響町二丁目地 先〉	護岸工事	一般	254,793	R4.3.10 R4.11.30
5	港湾整備部 整備課	廃棄物響灘東護岸土質調 査業務委託（4） 〈若松区響町二丁目地 先〉	土質調査 業務	指名	8,297	R4.6.9 R4.8.31
6	港湾整備部 整備課	新門司北地区土質調査業 務委託（4） 〈門司区新門司北三丁目 地先〉	土質調査 業務	指名	12,729	R4.6.9 R4.10.31
7	港湾整備部 整備課	新門司北地区分譲地造成 他工事（4） 〈門司区新門司北三丁 目〉	造成工事	指名	76,431	R4.6.16 R4.10.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	港湾整備部 整備課	廃棄物響灘東（中仕切） 護岸工事（４－２） 〈若松区響町二丁目地 先〉	護岸工事	一般	359,279	R4. 6.30 R5. 3.31
9	港湾整備部 整備課	改修（統合）若松船だまり 物揚場（東）（－２． ５m）他工事（４） 〈若松区浜町一丁目地 先〉	物揚場工 事	指名	60,766	R4. 7.14 R4.11.30
10	港湾整備部 整備課	太刀浦第２コンテナター ミナル舗装工事（４） 〈門司区太刀浦海岸〉	舗装工事	指名	77,266	R4. 7.28 R5. 3.15
11	港湾整備部 整備課	日明泊地浚渫工事（４） 〈小倉北区東港二丁目地 先〉	浚渫工事	一般	149,232	R4. 7.28 R4.12.28
12	港湾整備部 整備課	改修（統合）奥洞海航路 浚渫工事（４） 〈若松区南二島四丁目地 先〉	浚渫工事	一般	395,061	R4.10.13 R5. 3.31
13	エネルギー 産業拠点化 推進室 エネルギー 産業拠点化 推進課	響灘東４区画除草業務委 託（４） 〈若松区響町二丁目〉	除草業務	指名	1,987	R4. 4.28 R4. 6.15
14	エネルギー 産業拠点化 推進室 エネルギー 産業拠点化 推進課	響灘東地区舗装工事 （４） 〈若松区響町二丁目〉	舗装工事	指名	64,637	R4. 7.28 R5. 1.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	エネルギー産業拠点化推進室 エネルギー産業拠点化推進課	響灘東5区画土質調査業務委託(4-5) 〈若松区響町二丁目〉	土質調査業務	指名	4,838	R4. 9. 1 R4. 11. 30
16	空港企画部 空港企画課	北九州空港貨物地区通行帯設計業務委託 〈小倉南区空港北町〉	道路設計業務	指名	1,892	R4. 12. 28 R5. 3. 31
計				16 件	2,880,859千円	

別表9 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表 (港湾空港局)

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
総務部	総務課	1	2,035	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装補修工事 ・ 港湾施設補修工事 ・ 港湾施設設計業務委託 ・ 草刈業務委託 ・ 外壁補修工事 ・ 設備整備工事 ・ 電気計装工事 ・ 通信施設改修工事 他
港営部	港営課	22	41,457	
	物流振興課	1	242	
港湾整備部	整備課	2	2,276	
エネルギー産業拠点化推進室	エネルギー産業拠点化推進課	1	946	
計		27	46,956	

別表 1 0 本工事抽出一覧表（区役所）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	門司区役所 まちづくり 整備課	新門司港大里線（城山町 ほか）舗装補修工事 〈門司区城山町ほか〉	舗装補修 工事	指名	18,918	R3.12.22 R4. 4.28
2	門司区役所 まちづくり 整備課	吉志新門司1号線（新門 司一丁目ほか）舗装補修 工事 〈門司区新門司一丁目ほ か〉	舗装補修 工事	指名	12,403	R4. 2. 2 R4. 5.31
3	門司区役所 まちづくり 整備課	西新町下二十町1号線 （中二十町ほか）舗装補 修工事 〈門司区中二十町ほか〉	舗装補修 工事	指名	18,770	R4. 3. 2 R4. 7.15
4	門司区役所 まちづくり 整備課	令和4年度 新原町4号 線（南部・環境）側溝補 修工事 〈門司区新原町〉	側溝補修 工事	指名	2,970	R4. 4.21 R4. 6.30
5	門司区役所 まちづくり 整備課	令和4年度 大里桃山町 7号線（南部・環境）舗 装補修工事 〈門司区大里桃山町〉	舗装補修 工事	指名	3,183	R4. 4.21 R4. 7.29
6	門司区役所 まちづくり 整備課	令和4年度 西新町下二 十町1号線ほか（環境） LED道路照明灯設置工 事 〈門司区中二十町ほか〉	照明灯設 置工事	指名	2,155	R4. 4.21 R4. 9.30
7	門司区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定 業務委託（門司区） 〈門司区内一円〉	除草及び 剪定業務	指名	33,062	R4. 5.17 R4.11.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	門司区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定 業務委託（門司区2） 〈門司区大字小森江ほ か〉	除草及び 剪定業務	指名	27,700	R4. 5.18 R4.11.30
9	門司区役所 まちづくり 整備課	角ノ林公園基本設計及び 実施設計業務委託 〈門司区大字畑〉	公園設計 業務	指名	2,805	R4. 6. 8 R4.10.14
10	門司区役所 まちづくり 整備課	大坪川他河川除草業務委 託 〈門司区大字伊川ほか〉	除草業務	指名	2,310	R4. 7. 4 R4.10.17
11	門司区役所 まちづくり 整備課	田ノ浦港線（長谷一丁目 ほか）舗装補修工事 〈門司区长谷一丁目ほ か〉	舗装補修 工事	指名	17,831	R4. 7.28 R4.11.15
12	門司区役所 まちづくり 整備課	泉ヶ丘地内他管渠更生工 事 〈門司区泉ヶ丘ほか〉	下水道管 渠更生工 事	指名	17,690	R4. 8.17 R5. 1.19
13	門司区役所 まちづくり 整備課	新門司港大里線（大里本 町三丁目ほか）舗装補修 工事（R4） 〈門司区大里本町三丁目 ほか〉	舗装補修 工事	指名	25,362	R4.10.13 R5. 3.15
14	門司区役所 まちづくり 整備課	上馬寄三丁目地内管渠更 生工事 〈門司区上馬寄三丁目〉	下水道管 渠更生工 事	指名	21,350	R4.10.26 R5. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	小倉北区役所 まちづくり 整備課	令和4年度 弁天町東篠崎1号線他(環境)LED道路照明灯設置工事 〈小倉北区弁天町ほか〉	道路照明灯設置工事	指名	2,592	R4. 4.21 R4. 9.30
16	小倉北区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定業務委託(小倉北区) 〈小倉北区内一円〉	除草及び剪定業務	指名	37,216	R4. 5.18 R4.12.16
17	小倉北区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定業務委託(小倉北区東部) 〈小倉北区東部一円〉	除草及び剪定業務	指名	20,186	R4. 5.19 R4.11.30
18	小倉北区役所 まちづくり 整備課	熊谷二丁目地内管渠更生工事 〈小倉北区熊谷二丁目〉	下水道管渠更生工事	指名	28,408	R4. 6.30 R4.11.27
19	小倉北区役所 まちづくり 整備課	延命寺川他除草清掃業務委託 〈小倉北区赤坂一丁目ほか〉	除草清掃業務	指名	2,736	R4. 7. 4 R4. 8.30
20	小倉北区役所 まちづくり 整備課	国道199号(高浜工区)舗装補修工事(4-1) 〈小倉北区高浜一丁目ほか〉	舗装補修工事	指名	18,750	R4. 7.13 R4.10.31
21	小倉北区役所 まちづくり 整備課	西港町1号線舗装補修工事(4-1) 〈小倉北区西港町〉	舗装補修工事	指名	19,390	R4. 8.10 R4.10.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
22	小倉北区役所 まちづくり 整備課	県道大蔵到津線舗装補修 工事 〈小倉北区上到津四丁目 ほか〉	舗装補修 工事	指名	17,414	R4. 8.17 R4.11.25
23	小倉北区役所 まちづくり 整備課	中井二丁目地内管渠更生 工事 〈小倉北区中井二丁目〉	下水道管 渠更生工 事	指名	20,881	R4. 9.14 R5. 1.31
24	小倉北区役所 まちづくり 整備課	富野営団南公園整備工事 〈小倉北区下富野五丁 目〉	公園整備 工事	指名	4,756	R4.10.12 R5. 2.17
25	小倉北区役所 まちづくり 整備課	国道199号(勝山通 り)舗装補修工事(4- 2) 〈小倉北区鍛冶町一丁目 ほか〉	舗装補修 工事	指名	13,308	R4.10.20 R5. 2.28
26	小倉北区役所 まちづくり 整備課	国道199号(赤坂海岸 工区)舗装補修工事 〈小倉北区赤坂海岸〉	舗装補修 工事	指名	19,349	R4.10.27 R5. 2. 6
27	小倉北区役所 まちづくり 整備課	大手町公園整備工事 〈小倉北区大手町〉	公園整備 工事	指名	14,053	R4.11. 2 R5. 3.13
28	小倉北区役所 まちづくり 整備課	上到津一丁目地内他管渠 更生工事 〈小倉北区上到津一丁目 ほか〉	下水道管 渠更生工 事	指名	28,691	R4.11.10 R5. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
29	小倉北区役所 まちづくり 整備課	井堀18号線側溝補修工事 〈小倉北区井堀三丁目〉	側溝補修 工事	指名	3,579	R4.11.24 R5. 2.27
30	小倉北区役所 まちづくり 整備課	鋳物師西公園他整備工事 〈小倉北区鋳物師町ほか〉	公園整備 工事	指名	9,857	R4.11.24 R5. 3.15
31	小倉北区役所 まちづくり 整備課	浅野米町1号線（京町ア ンダーパス）補修工事 〈小倉北区京町三丁目ほか〉	トンネル 補修工事	指名	5,773	R4.12.21 R5. 3.15
32	小倉北区役所 まちづくり 整備課	都下到津3号線（到津ト ンネル下り線）補修工事 〈小倉北区上到津一丁目 ほか〉	トンネル 補修工事	指名	6,723	R4.12.21 R5. 3.15
33	小倉南区役所 まちづくり 整備課	曾根新田2号橋（曾根新 田2号線）他1橋補修工 事 〈小倉南区曾根新田北四 丁目ほか〉	橋梁補修 工事	指名	9,744	R3.12.22 R4.12. 9
34	小倉南区役所 まちづくり 整備課	国道322号（徳吉工 区）舗装補修工事 〈小倉南区徳吉西三丁目 ほか〉	舗装補修 工事	指名	53,912	R3.12.23 R4. 4.28
35	小倉南区役所 まちづくり 整備課	徳力葛原線（津田一丁 目）舗装補修工事 〈小倉南区津田一丁目〉	舗装補修 工事	指名	19,159	R4. 2. 9 R4. 5.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
36	小倉南区役所 まちづくり 整備課	沼南町一丁目地内（私道）管渠築造工事 〈小倉南区沼南町一丁目〉	下水道管渠築造工事	指名	21,131	R4. 3. 2 R4. 8. 29
37	小倉南区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定業務委託（小倉南区2） 〈小倉南区内一円〉	除草及び剪定業務	指名	29,731	R4. 5. 17 R4. 12. 2
38	小倉南区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定業務委託（小倉南区2） 〈小倉南区内一円〉	除草及び剪定業務	指名	29,503	R4. 5. 19 R4. 12. 2
39	小倉南区役所 まちづくり 整備課	徳力葛原線他道路除草業務委託 〈小倉南区大字長野ほか〉	除草業務	指名	4,501	R4. 7. 4 R4. 9. 30
40	小倉南区役所 まちづくり 整備課	上葛原調整池他1河川美化業務委託 〈小倉南区上葛原一丁目ほか〉	除草業務	指名	5,720	R4. 7. 4 R4. 9. 30
41	小倉南区役所 まちづくり 整備課	竹馬川（右岸）他1河川美化業務委託 〈小倉南区横代北町二丁目ほか〉	除草業務	指名	7,413	R4. 7. 4 R4. 9. 30
42	小倉南区役所 まちづくり 整備課	国道322号他道路除草業務委託 〈小倉南区大字呼野ほか〉	除草業務	指名	2,872	R4. 7. 4 R4. 9. 30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
43	小倉南区役所 まちづくり 整備課	貫川他1河川美化業務委託 〈小倉南区大字貫ほか〉	除草業務	指名	6,050	R4. 7. 4 R4.10.31
44	小倉南区役所 まちづくり 整備課	国道322号(大字小森)歩道補修工事 〈小倉南区大字小森〉	歩道補修工事	指名	15,470	R4. 9. 1 R5. 2.22
45	小倉南区役所 まちづくり 整備課	木下37号線災害防除工事 〈小倉南区大字木下〉	災害防除工事	指名	11,655	R4. 9.14 R5. 1.23
46	小倉南区役所 まちづくり 整備課	呼野道原徳吉線(大字頂吉)災害防除工事 〈小倉南区大字頂吉〉	災害防除工事	指名	22,989	R4. 9.15 R5. 2.15
47	小倉南区役所 まちづくり 整備課	津田新町一丁目地内管渠更生工事 〈小倉南区津田新町一丁目〉	下水道管渠更生工事	指名	26,049	R4. 9.15 R5. 2.22
48	小倉南区役所 まちづくり 整備課	上葛原二丁目地内管渠更生工事 〈小倉南区上葛原二丁目〉	下水道管渠更生工事	指名	26,726	R4. 9.21 R5. 2.28
49	小倉南区役所 まちづくり 整備課	沼緑町三丁目南公園他整備工事 〈小倉南区沼緑町三丁目ほか〉	公園整備工事	指名	4,045	R4.10.12 R5. 1.11

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
50	小倉南区役所 まちづくり 整備課	山手7号線側溝整備工事 〈小倉南区山手一丁目〉	側溝整備 工事	指名	8,953	R4.10.20 R5. 2.28
51	小倉南区役所 まちづくり 整備課	朽網南公園他整備工事 〈小倉南区朽網東六丁目〉	公園整備 工事	指名	7,703	R4.11. 2 R5. 2.11
52	小倉南区役所 まちづくり 整備課	桁橋（上吉田84号線） 補修工事 〈小倉南区上吉田四丁目〉	橋梁補修 工事	指名	3,686	R4.12.21 R5. 3.31
53	小倉南区役所 まちづくり 整備課	国道322号（北方工 区）舗装補修工事 〈小倉南区北方二丁目ほか〉	舗装補修 工事	指名	25,403	R4.12.22 R5. 3.31
54	若松区役所 まちづくり 整備課	竹並91号線（竹並水路 5号橋）函渠更新工事 〈若松区大字竹並〉	水路更新 工事	指名	18,747	R3.10.22 R4. 6.15
55	若松区役所 まちづくり 整備課	鴨生田三丁目地内（西 部・環境）下水道維持修 繕工事 〈若松区鴨生田三丁目〉	下水道維 持修繕工 事	指名	2,250	R4. 4.25 R4. 7.14
56	若松区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定 業務委託（若松区東部） 〈若松区東部一円〉	除草及び 剪定業務	指名	27,974	R4. 5.17 R4.12.16

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
57	若松区役所 まちづくり 整備課	高塔山公園他1公園維持 作業業務委託 〈若松区大字修多羅ほ か〉	除草業務	指名	20,628	R4. 5.25 R4.12.16
58	若松区役所 まちづくり 整備課	江川他除草美化業務委託 〈若松区大字大鳥居ほ か〉	除草業務	指名	3,496	R4. 6.21 R4. 9.30
59	若松区役所 まちづくり 整備課	響灘緑地遊具設置他整備 工事 〈若松区大字頓田〉	公園整備 工事	指名	16,295	R4. 7.15 R4.12. 9
60	若松区役所 まちづくり 整備課	乙丸1号線他樹木撤去業 務委託 〈若松区青葉台西六丁目 ほか〉	樹木撤去 業務	指名	9,389	R4. 9. 9 R4.11.25
61	若松区役所 まちづくり 整備課	北九州芦屋線（鴨生田二 丁目）街路樹撤去業務委 託 〈若松区鴨生田二丁目ほ か〉	樹木撤去 業務	指名	11,525	R4. 9.15 R4.10.15
62	若松区役所 まちづくり 整備課	国道199号（古前一丁 目）舗装補修工事 〈若松区古前一丁目ほ か〉	舗装補修 工事	指名	31,005	R4. 9.15 R4.12.28
63	若松区役所 まちづくり 整備課	小石本村町地内管渠更生 工事 〈若松区小石本村町〉	下水道管 渠更生工 事	指名	21,938	R4.10. 6 R5. 2. 3

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
64	若松区役所 まちづくり 整備課	高須南一丁目公園整備工 事 〈若松区高須南一丁目〉	公園整備 工事	指名	14,350	R4.10.7 R5.2.15
65	若松区役所 まちづくり 整備課	今光川1号橋橋梁補修工 事 〈若松区藤ノ木二丁目〉	橋梁補修 工事	指名	12,808	R4.10.17 R5.3.16
66	若松区役所 まちづくり 整備課	赤島町40号線他道路除 草業務委託(その2) 〈若松区赤島町ほか〉	除草業務 委託	指名	1,689	R4.10.18 R5.1.4
67	若松区役所 まちづくり 整備課	二島片山1号線舗装補修 工事(その2) 〈若松区鴨生田四丁目ほ か〉	舗装補修 工事	指名	17,667	R4.11.18 R5.2.28
68	若松区役所 まちづくり 整備課	国道495号(小竹)舗 装補修工事 〈若松区大字小竹〉	舗装補修 工事	指名	19,609	R4.11.24 R5.3.15
69	若松区役所 まちづくり 整備課	畠田二丁目公園他遊具建 替工事 〈若松区畠田二丁目ほ か〉	公園整備 工事	指名	6,754	R4.12.23 R5.3.15
70	八幡東区役 所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定 業務委託(八幡東区) 〈八幡東区内一円〉	除草及び 剪定業務	指名	20,577	R4.5.23 R4.12.16

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
71	八幡東区役所 まちづくり 整備課	前田二丁目地内他管渠更生工事 〈八幡東区前田二丁目地内ほか〉	下水道管渠更生工事	指名	22,426	R4. 9.22 R5. 1.13
72	八幡東区役所 まちづくり 整備課	八幡東9号カルバート照明改修工事 〈八幡東区東田四丁目〉	照明灯改修工事	一般	46,450	R4. 9.22 R5. 3.31
73	八幡東区役所 まちづくり 整備課	荒生田祝町1号線(三条橋)防護柵改修工事 〈八幡東区祝町二丁目〉	防護柵改修工事	指名	8,279	R4. 9.26 R5. 3.15
74	八幡東区役所 まちづくり 整備課	西台良町東公園整備工事 〈八幡東区西台良町〉	公園整備工事	指名	17,471	R4.10. 7 R5. 3.15
75	八幡東区役所 まちづくり 整備課	藤見町地内他管渠更生工事 〈八幡東区藤見町地内ほか〉	下水道管渠更生工事	指名	20,510	R4.11. 2 R5. 3.15
76	八幡東区役所 まちづくり 整備課	清田山路松尾町1号線舗装補修工事 〈八幡東区清田二丁目〉	舗装補修工事	指名	19,804	R4.11. 7 R5. 3.15
77	八幡東区役所 まちづくり 整備課	山王中央1号線舗装補修工事 〈八幡東区中央三丁目ほか〉	舗装補修工事	指名	7,656	R4.12.23 R5. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
78	八幡東区役所 まちづくり 整備課	八幡戸畑線舗装補修工事 〈八幡東区中央二丁目〉	舗装補修 工事	指名	16,888	R4. 12. 23 R5. 3. 15
79	八幡東区役所 まちづくり 整備課	祇園一丁目公園整備工事 〈八幡東区祇園一丁目〉	公園整備 工事	指名	8,962	R4. 12. 23 R5. 3. 15
80	八幡西区役所 まちづくり 整備課	黒崎26号線道路改築工 事(3-1) 〈八幡西区黒崎三丁目〉	道路改築 工事	一般	49,100	R3. 9. 2 R4. 4. 26
81	八幡西区役所 まちづくり 整備課	医生ヶ丘1号線歩道バリ アフリー化整備工事(3 -1) 〈八幡西区医生ヶ丘〉	歩道整備 工事	指名	23,161	R3. 10. 14 R4. 5. 31
82	八幡西区役所 まちづくり 整備課	岩崎7号線道路改築工 事(3-2) 〈八幡西区岩崎三丁目〉	道路改築 工事	指名	19,843	R3. 12. 10 R4. 7. 30
83	八幡西区役所 まちづくり 整備課	小倉中間線災害防除工 事(3-3) 〈八幡西区大字畑〉	災害防除 工事	指名	37,781	R4. 1. 20 R4. 8. 9
84	八幡西区役所 まちづくり 整備課	黒崎コムシティ前エスカ レーター保守点検業務委 託 〈八幡西区黒崎三丁目〉	昇降機保 守点検業 務	随意	4,857	R4. 3. 11 R5. 3. 31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
85	八幡西区役所 まちづくり 整備課	日吉台60号線災害防除 工事 〈八幡西区日吉台三丁 目〉	災害防除 工事	指名	54,695	R4. 4.14 R4.11.30
86	八幡西区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定 業務委託（八幡西区1） 〈八幡西区内一円〉	除草及び 剪定業務	指名	27,451	R4. 5.19 R4.12. 9
87	八幡西区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定 業務委託（八幡西区2） 〈八幡西区内一円〉	除草及び 剪定業務	指名	23,210	R4. 5.20 R4.12. 9
88	八幡西区役所 まちづくり 整備課	新々堀川他除草業務委託 〈八幡西区本城東一丁目 ほか〉	除草業務	随意	9,010	R4. 5.23 R4.12. 9
89	八幡西区役所 まちづくり 整備課	塔野二丁目地内（その 1）管渠更生工事 〈八幡西区塔野二丁目〉	下水道管 渠更生工 事	指名	17,702	R4. 5.26 R4. 9. 3
90	八幡西区役所 まちづくり 整備課	友田楠木1号線自転車通 行帯整備工事（4-1） 〈八幡西区友田二丁目ほ か〉	自転車通 行帯整備 工事	一般	54,844	R4. 6. 9 R5. 3.15
91	八幡西区役所 まちづくり 整備課	光貞台13号線歩道バリ アフリー化整備工事（4 -1） 〈八幡西区光貞台一丁 目〉	歩道整備 工事	指名	14,500	R4. 6.10 R4.11.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
92	八幡西区役所 まちづくり 整備課	別当町2号線他道路除草 業務委託 〈八幡西区别当町ほか〉	除草業務	指名	2,204	R4. 6.28 R4. 9. 9
93	八幡西区役所 まちづくり 整備課	永犬丸南町43号線他道 路除草業務委託 〈八幡西区永犬丸南町五 丁目ほか〉	除草業務	指名	1,740	R4. 6.21 R4. 9. 9
94	八幡西区役所 まちづくり 整備課	千代ヶ崎28号線歩道バ リアフリー化整備工事 〈八幡西区千代ヶ崎二丁 目〉	歩道整備 工事	指名	5,876	R4. 8. 5 R5. 1.31
95	八幡西区役所 まちづくり 整備課	有毛引野線他舗装補修工 事 〈八幡西区力丸町〉	舗装補修 工事	指名	28,504	R4.10.20 R5. 2.20
96	八幡西区役所 まちづくり 整備課	本城北公園他整備工事 〈八幡西区御開一丁目ほ か〉	公園整備 工事	指名	7,587	R4.11. 7 R5. 2.28
97	八幡西区役所 まちづくり 整備課	金山川護岸改修工事 〈八幡西区中須一丁目地 内〉	護岸改修 工事	指名	6,490	R4.12.16 R5. 3.15
98	戸畑区役所 まちづくり 整備課	戸畑駅南北公共通路等昇 降機保守点検業務委託 〈戸畑区汐井町ほか〉	昇降機保 守点検業 務	随意	10,645	R4. 4. 1 R5. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
99	戸畑区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定 業務委託（戸畑区） 〈戸畑区内一円〉	除草及び 剪定業務	指名	24,633	R4. 5.23 R4.11.30
100	戸畑区役所 まちづくり 整備課	東大谷二丁目地内（その 2）管渠更生工事 〈戸畑区東大谷二丁目〉	下水道管 渠更生工 事	指名	18,088	R4. 6.23 R4.10.31
101	戸畑区役所 まちづくり 整備課	高峰2号線防護柵取替工 事 〈戸畑区高峰三丁目〉	防護柵取 替工事	指名	4,837	R4. 9. 5 R4.12.16
102	戸畑区役所 まちづくり 整備課	街路樹冬期剪定業務委託 （戸畑区） 〈戸畑区内一円〉	樹木剪定 業務	指名	11,724	R4. 9. 7 R4.12.20
103	戸畑区役所 まちづくり 整備課	都島展望公園施設改修工 事（その1） 〈戸畑区牧山海岸〉	防護柵設 置工事	指名	15,736	R4.10.21 R5. 3.15
104	戸畑区役所 まちづくり 整備課	下到津戸畑線舗装補修工 事（4-2） 〈戸畑区新池一丁目ほ か〉	舗装補修 工事	指名	31,680	R4.10.27 R5. 3.15
105	戸畑区役所 まちづくり 整備課	浅生25号線道路整備工 事 〈戸畑区浅生三丁目〉	道路整備 工事	指名	6,063	R4.11.11 R5. 2.28

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
106	戸畑区役所 まちづくり 整備課	西鞆ヶ谷町14号線道路 整備工事 (戸畑区西鞆ヶ谷町)	道路整備 工事	指名	8,936	R4.12.16 R5. 3.27
計				106 件	1,768,630千円	

別表 1 1 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表 (区役所)

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
門司区役所	まちづくり整備課	12	26,942	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備工事 ・法面保護工事 ・災害防除工事 ・舗装工事 ・私道舗装補修工事 ・中央分離帯防草工事 ・柵設置(改修)工事 ・区画線設置工事 ・人孔蓋取替工事 ・環境整備工事 ・浚渫業務委託 ・除草業務委託 ・護岸改良工事 ・公園整備工事 ・公園植栽工事 ・公園遊具建替工事 ・設備改修工事 ・照明灯ランプ取替工事 ・昇降機保守点検業務委託
小倉北区役所	まちづくり整備課	16	34,252	
小倉南区役所	まちづくり整備課	19	37,098	
若松区役所	まちづくり整備課	13	29,613	
八幡東区役所	まちづくり整備課	14	29,718	
八幡西区役所	まちづくり整備課	28	62,234	
戸畑区役所	まちづくり整備課	9	20,014	
計		111	239,871	

北九州市監査公表第18号

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等
都市整備局
上下水道局
- 3 監査の期間
令和5年5月12日から令和5年12月14日まで
- 4 監査公表の時期
令和6年2月21日（令和6年監査公表第1号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 都市整備局

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (東部整備事務所工務第一課(旧建設局東部整備事務所工務第一課)) [33] 県道井ノ浦港線道路改築工事 本工事は、門司区吉志三丁目ほかにおいて、県道井ノ浦港線の車道及び歩道の整備を行い、道路利用者の利便性・安全性の向上を図るものである。 道路工事においては、土木工事標準積算基準書に基づいて、工事費の積算を行っている。 本工事は、施工箇所に総務省統計局国勢調査による人口集中地区(DID地区)が含まれているにもかかわらず、現場環境改善費を「市街地」ではなく「市街地以外」で算出し、不適切な積算となっていた。また、北九州市請負工事に係る設計審査実施要綱に基づく技術監理局の設計審査を受けていなかった。 工事費の積算は適正に行うとともに、定められた設計審査の手続きを守りたい。</p>	<p>1 指摘事項が生じた原因 (1) 不適切な積算 今回の指摘は、現場環境改善費以外の諸経費(共通仮設費、現場管理費)では「人口集中地区(DID地区)」であっても「市街地以外」を選択する場合があることから、それらと勘違いし、解釈を間違えたものである。 (2) 設計審査 今回の指摘は、設計審査の申請時期が、新規路線開通式の準備及び人事異動と重なったため、引継ぎがなされず、見落としたものである。</p> <p>2 再発防止策 (1) 不適切な積算 今後同様の選択ミスが生じないように、注意喚起文書等の発信を行った。 (2) 設計審査 今後同様の審査ミスが生じないように、人事異動の際は、前任者と後任者及び担当係長の3者で審査案件の再確認(チェックリスト等の確認)を行うこととした。</p> <p>3 職員への周知 (1) 不適切な積算 令和5年10月27日に建設局の関係各課及び各区まちづくり整備課宛に</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>、注意喚起文を通知した。併せて、積算の要点を周知するため、課内研修を実施した。</p> <p>(2) 設計審査</p> <p>人事異動に伴う引継ぎにおける注意点の周知や設計審査の実施要領を再確認するため、課内研修を実施した。</p>

注・・・[]内の数字は、令和6年監査公表第1号の別表1 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>工事の契約事務について</u> （道路部街路課（旧建設局道路部街路課）） （軽微な工事）砂津長浜線道路附属施設設置工事（その１）</p> <p>本工事は、小倉北区長浜町の砂津長浜トンネルにおいて、漏水対策を行うものである。</p> <p>この工事は、当初の工事内容では予定価格（税込）が２５０万円以下であったため、「軽微な工事の執行要領」に基づく少額の随意契約（軽微な工事）として起工し、工事着手後に新たに発見された漏水箇所の対策を追加するため設計変更を行い、最終的に契約金額（税込）が約２４９万円となっていた。</p> <p>しかし、設計変更によって積算された最終の予定価格（税込）が２５０万円を超えており、軽微な工事としての執行は不適切である。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>1 指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、軽微な工事の変更予定価格について、担当者の業務が多忙な時期であったことから失念したうえ、確認が十分でなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>2 再発防止策 今後、同様の間違いが生じないように、軽微な工事の変更契約伺いに、税込みの設計金額総額（予定価格）も表示するよう、様式の変更を行った。</p> <p>令和５年９月２８日に事務改善会議を実施し、街路課の全職員に対して指摘の内容と改善策について周知を行い、再発防止の徹底を図った。</p> <p>3 職員への周知 令和５年１０月２７日に局内及びまちづくり整備課に対して、再発防止に関する注意喚起および様式変更の通知を発出した。</p> <p>また、令和５年１１月２２日に技術監理局より、軽微な工事の変更契約伺様式の変更について通知を行った。</p>

(2) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>工事の契約事務について</u> (西部工事事務所水道課) (簡易工事) 伊左座～引野導水路線法 面整備工事</p> <p>本工事は、八幡西区鷹見台四丁目地 内において、導水路線の法面整備を行 うものである。</p> <p>この工事は、当初の工事内容では予 定価格(税込)が250万円以下であ ったため、「市上下水道局簡易工事執 行要領」に基づく少額の随意契約(簡 易工事)として起工し、現地精査の結 果により追加となった法面整備の設計 変更を行い、最終的に契約金額(税込)が約228万円となっていた。</p> <p>しかし、設計変更によって積算され た最終の予定価格(税込)が250万 円を超えており、簡易工事としての執 行は不適切である。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘内容は、変更設計を行っ た際に、変更請負金額が通常の変更範 囲内であるとの先入観によって、予定 価格である設計金額総額のチェックが 疎かになり、予定価格(税込)が25 0万円を超えているにもかかわらず、 簡易工事のまま変更契約を行ったもの である。</p> <p>指摘内容をふまえ、再発防止策とし て、会計システムの様式に簡易工事の 確認欄を追加し、設計担当係長、契約 担当係長による変更後の設計金額総額 の確認を行うこととした。</p> <p>また、職員への周知については、総 務経営部長通知(令和5年10月2日 付け北九上総経第1824号)により 、再発防止の注意喚起を行った。</p>

北九州市監査公表第19号

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
港湾空港局
- 3 監査の期間
令和5年7月7日から令和6年1月30日まで
- 4 監査公表の時期
令和6年2月21日（令和6年監査公表第6号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>契約事務について</u></p> <p>(港営課)</p> <p>令和4年度に港営課が委託した小倉ROROターミナル管理事務所（以下「管理事務所」という。）に係る清掃業務について、管理事務所の利用者で構成する小倉ROROターミナル管理事務所運営委員会に交付した管理運営に関する経費負担金の積算に含まれる清掃業務と、清掃箇所・業務内容の一部が重複していた。</p> <p>市契約規則では、予定価格は仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって定めることを規定している。</p> <p>また、技術監理局が定めた市委託業務要綱では、委託にあたっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないこと、予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行うことを規定している。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、指定管理者（管理事務所は令和5年度より指定管理制度を導入）及び小倉ROROターミナル管理事務所運営委員会（以下「運営委員会」という。）とで清掃範囲を図面上で整理し、今後の改善策を検討した。</p> <p>その結果、令和6年度からは仕様書を見直し、指定管理者と運営委員会がそれぞれで行っていた委託契約を一本化した。</p> <p>また、港営課では、他にも施設管理に係る委託契約を複数担当しているため、令和6年2月21日の事務改善会議で注意喚起を行い、令和6年度の契約について、全ての契約事務が関係規程に沿っているかを再確認するなど、事務ミスの発生防止に努めている。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和6年2月21日に実施した港湾空港局幹部会において、今回の指摘事項について説明し、各課においても適正に事務処理を行うよう周知した。</p>